

完全生産品と認定する場合の提出資料について

文書による事前教示においては、照会書の他、照会貨物が原産品であることを示す資料の提出が必要となります。以下、本件で必要な資料の一例を紹介します。

本件照会貨物について

適用協定：日米貿易協定

産品：乾燥ひよこ豆（薬品処理していないもの）（HS：第0713.20-020）

原材料：ひよこ豆

製造工程：米国内で栽培・収穫したひよこ豆をABC Beans CO.,Ltd社が購入、同国内の同社の工場で選別、洗浄、乾燥工程を経て日本へ出荷する。

本件照会貨物の原産地規則

日米貿易協定

第C節 日本国の原産地規則及び原産地手続

第一款 一般規則及び手続

2 (a) 日本国は、この節に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品であつて、この節に規定する他の全ての関連する要件を満たすものを原産品とすることを定める。

(i) 一方又は双方の締約国の領域において完全に得られ、又は生産される産品であつて、(b) に定めるもの

(ii) 一方又は双方の締約国の領域において原産材料のみから完全に生産される産品

(iii) 一方又は双方の締約国の領域において一又は二以上の生産者により非原産材料を使用して完全に生産される産品であつて、次款及び第三款に定める全ての関連する要件を満たすもの

(b) 日本国は、(a) の規定の適用上、次に掲げる産品を、一方又は双方の締約国の領域において完全に得られ、又は生産される産品とすることを定める。

(i) 当該領域において栽培され、耕作され、収穫され、採取され、又は採集される植物又は植物性生産品

(ii) 以下、省略

協定に規定する原産品の定義のうち、第C節第1款2 (a) (i) ~ (iii) の規定を満たすのか検討

→ (i) を満たすことを理由として原産品としたい

協定第C節第1款2 (a) (i) の規定から (b) のうち、どの規定に当てはまることを理由として原産品と認められるのかを検討

→ (b) (i) を満たすことを理由として原産品としたい

本件で必要な資料

①「一方又は双方の締約国の領域において完全に得られ、又は生産される産品」であることを示す資料

→産品の製造が一貫して、一方又は双方の締約国内で行われたことを示す資料

例：製造工程表等

②「当該領域において栽培され、耕作され、収穫され、採取され、又は採集される植物又は植物性生産品」であることを示す資料

→米国内でひよこ豆が栽培されたことが分かる資料が必要

例：ひよこ豆の栽培者が作成した生産を証明する資料等。栽培者から資料を入手することが難しい場合は、ひよこ豆を購入している者である産品の製造者が作成した生産を証明する資料でも差し支えありません。

※資料の作成者について

産品に係る情報を正確に把握できる者が資料を作成してください。そのため、照会者自身が作成した資料ではなく、産品の製造者や産品の製造に使用された材料の製造者まで遡って根拠となる製造工程表や材料一覧等の詳細な資料の提出をお願いする場合があります。

一部の原材料を原産材料と認定する場合の提出資料について

文書による事前教示においては、照会書の他、照会貨物が原産品であることを示す資料の提出が必要となります。以下、本件で必要な資料の一例を紹介します。

本件照会貨物について（2例のうち1例を抜粋）

適用協定：CPTPP

産品：冷凍マッシュポテト（ばれいしょ調製品）（第2004.10号）

原材料：①ばれいしょ（第0701.90号）、②生乳（第0401.20号）、③乾燥たまねぎ（第0712.20号）、④食塩（第2501.00号）、⑤こしょう（第0904.12号）

製造工程：カナダにおいて栽培・収穫した①をカット、加熱、マッシュし、②～⑤を添加、成型、冷凍、袋詰めする。

本件照会貨物の原産地規則

CPTPP

第3・2条 原産品

各締約国は、この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品であって、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たすものを原産品とすることを定める。

(a) 及び (b) 省略

(c) 一又は二以上の締約国の領域において非原産材料を使用して完全に生産される産品であって、附属書3-D（品目別原産地規則）に定める全ての関連する要件を満たすもの

附属書3-D 品目別原産地規則

第2004.10号

第2004.10号の産品への他の類の材料からの変更（第07.01項、第0710.10号、第0711.90号又は第0712.90号の材料からの変更を除く。）

協定第3・2条に規定する原産品の定義のうち、(a)～(c)のどれを満たすかを検討

→本品は非原産材料を使用していることから、(c)を満たすことを理由として原産品としたい

協定附属書3-D（品目別原産地規則）の本品のHSに係る規則を確認

→産品と原材料のHSコードが類（HS2桁レベル）で異なることが必要

→ただし、第07.01項、第0710.10号、第0711.90号又は第0712.90号の原材料については、原材料のHSコードが産品のHSコードと類（HS2桁レベル）で異なっても、非原産材料の使用は認められない。つまり、これらの原材料を使用する場合は原産材料である必要がある。

本件で必要な資料

①「一又は二以上の締約国の領域において非原産材料を使用して完全に生産される産品」

→産品の製造が一貫して、一又は二以上の締約国内で行われたことを示す資料

例：製造工程フロー図、生産指図書等

②「第2004.10号の産品への他の類の材料からの変更」

→産品のHS及び使用された全ての非原材料のHSコードが分かる資料

例：材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等

③「第07.01項、第0710.10号、第0711.90号又は第0712.90号の材料からの変更を除く。」

→本品は第07.01項に分類されるばれいしょが使用されているため、当該原材料が協定上の原産材料であることを示す資料

例：ばれいしょの生産者が作成した生産証明書等。生産者から資料の入手が難しい場合は、ばれいしょを購入している者である産品の製造者が作成した、ばれいしょの生産を証明する資料でも差し支えありません。

※資料の作成者について

産品に係る情報を正確に把握できる者が資料を作成してください。そのため、照会者自身が作成した資料ではなく、産品の生産者・製造者や産品の生産・製造に使用された材料の製造者まで遡って根拠となる製造工程表や材料一覧等の詳細な資料の提出をお願いする場合があります。

締約国において製造されたことを示すものとして、製造者や製造場所の情報も必要です。



生乳やばれいしょ等、加工されていない原材料について原産材料であることを証明する場合は、生産証明書等が必要であることは分かりました。
それでは締約国において加工されている原材料について、原材料自体が品目別規則を満たすことを理由として原産材料であることを証明する場合は、どのような資料が必要なのでしょうか。

そのような場合には以下のような資料が必要となります。

- ・原産材料と証明しようとする原材料（以下「原材料」）が締約国において製造されていることが分かる資料
→製造工程フロー図、生産指図書等
- ・原材料が品目別規則を満たしていることが分かる資料
→総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書、契約書、生産内容証明書等（規則の内容により必要な資料は異なります）



関税分類変更基準を満たすと認定する場合の提出資料について

文書による事前教示においては、照会書の他、照会貨物が原産品であることを示す資料の提出が必要となります。以下、本件で必要な資料の一例を紹介します。

本件照会貨物について（4例のうち1例を抜粋）

適用協定：RCEP協定

産 品：竹製ほうき（第9603.10号）

原 材 料：①竹（第14類）、②鉄線（第72類）

製造工程：中国において、上記原材料を使用し、乾燥／選別、裁断／トリミング等を行い本品を製造する。

※材料の価額情報については入手できないものとする。

本件照会貨物の原産地規則

RCEP協定

第3・2条 原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に定める他の全ての関連する要件を満たすものは、原産品として取り扱う。

(a) 及び (b) 省略

(c) 一の締約国において非原産材料を使用して生産される産品であって、
附属書3 A（品目別規則）に定める関連する要件を満たすもの

附属書3 A 品目別規則

第96.03項

CTH又はRVC40

協定第3・2条に規定する原産品の定義のうち、
(a) ~ (c) のどれを満たすかを検討

→本品は非原産材料を使用していることから、(c) を満たすことを理由として原産品としたい

協定附属書3 A（品目別規則）の本品のHSに係る規則を確認
→CTH（産品のHSコードと原材料のHSコードが項（HS 4桁レベル）で異なること）又はRVC40のいずれかを満たすことが必要。
（いずれかを満たせばよいので、どちらでも選択可能。）
本件では、価額情報を入手できないためCTHを選択。

本件で必要な資料

①「一の締約国において非原産材料を使用して生産される産品」

→産品の製造が一貫して、一の締約国内で行われたことを示す資料

例：製造工程フロー図、生産指図書等

②「CTHを満たしていることがわかる資料」

→CTHを満たしていることがわかる資料

例：材料一覧表、製造工程フロー図等（※原材料のHSコードが確認できるもの）

※資料の作成者について

産品に係る情報を正確に把握できる者が作成してください。そのため、照会者自身が作成した資料ではなく、産品の製造者や産品の製造に使用された材料の製造者まで遡って根拠となる製造工程表や材料一覧等の詳細な資料の提出をお願いします。

締約国において製造されたことを示すものとして、製造者や製造場所の情報も必要です。

付加価値基準を満たす場合の提出資料について

文書による事前教示においては、照会書の他、照会貨物が原産品であることを示す資料の提出が必要となります。以下、本件で必要な資料の一例を紹介します。

本件照会貨物について

適用協定：CPTPP

産 品：ナッツ及びフルーツのバー（ナッツ、果実の混合調製品）（第2008.97号）

原 材 料：①アーモンド（第08.02項）、②カシューナッツ（第08.01項）、③りんごピューレ（第2007.99号）、⑤ラズベリー（第08.11項）

製造工程：オーストラリアにおいて上記原材料を使用し、混合等を行い本品を製造する。

本件照会貨物の原産地規則

CPTPP

第3・2条 原産品

各締約国は、この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品であつて、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たすものを原産品とすることを定める。

(a) 及び (b) 省略

(c) 一又は二以上の締約国の領域において非原産材料を使用して完全に生産される産品であつて、附属書3-D（品目別原産地規則）に定める全ての関連する要件を満たすもの

附属書3-D 品目別原産地規則

第2008.97号（その他の産品）

「第2008.97号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が40%以上（控除方式を用いる場合）であること（第2008.97号の産品（その他の産品）への関税分類の変更を必要としない。）。」

協定第3・2条に規定する原産品の定義のうち、(a)～(c)のどれを満たすかを検討

→本品は非原産材料を使用していることから、(c)を満たすことを理由として原産品としたい

協定附属書3-D（品目別原産地規則）の本品のHSコードに係る規則を確認
→本品に使用される原材料のうち③は第20類のものであるため、品目別原産地規則のうち「第2008.97号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更」は満たさない

→「域内原産割合が40%以上（控除方式を用いる場合）であること

（第2008.97号の産品（その他の産品）への関税分類の変更を必要としない。）」を満たせば本品は原産品と認められる。

本件で必要な資料

①「一又は二以上の締約国の領域において非原産材料を使用して完全に生産される産品」

→産品の製造が一貫して、一又は二以上の締約国内で行われたことを示す資料

例：製造工程フロー図、生産指図書等

②「域内原産割合が40%以上（控除方式を用いる場合）であること」

→産品の価額及び生産において使用される非原産材料（原産地不明の材料を含む）の価額が分かる資料

例：製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払い記録、仕入書、

価格表等、協定に定める計算式によって特定の付加価値を付けていることが確認できるもの。

締約国において製造されたことを示すものとして、製造者や製造場所の情報も必要です。

※1 CPTPPにおける域内原産割合（RVC）の計算について（控除方式を用いる場合）

$$RVC = \frac{\text{産品の価額} - \text{VNM（非原産材料の価額）}}{\text{産品の価額}}$$

産品の価額

→産品の取引価額から当該産品の国際輸送に要する使用を除いたものをいう（協定第3・1条）

非原産材料の価額

→輸入時の取引価額（当該材料の国際輸送に要する費用を含む。）（協定第3・7条（a））

※2 資料の作成者について

産品に係る情報を正確に把握できる者が資料を作成してください。そのため、照会者自身が作成した資料ではなく、産品の製造者や産品の製造に使用された材料の製造者まで遡って根拠となる製造工程表や材料一覧等の詳細な資料の提出をお願いします。

加工工程基準を満たすと認定する場合の提出資料について

文書による事前教示においては、照会書の他、照会貨物が原産品であることを示す資料の提出が必要となります。以下、本件で必要な資料の一例を紹介します。

本件照会貨物について

適用協定：CPTPP

産品：エチレンの重合体（第3901.40号）

原材料：①エチレン、②ブテン、③酸化チタニウム

製造工程：ベトナムにおいて、エチレン及びブテンの重合反応等により本品を製造する。

本件照会貨物の原産地規則

CPTPP

第3・2条 原産品

各締約国は、この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品であって、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たすものを原産品とすることを定める。

(a)及び(b) 省略

(c) 一又は二以上の締約国の領域において非原産材料を使用して完全に生産される産品であって、附属書3-D（品目別原産地規則）に定める全ての関連する要件を満たすもの

協定第3・2条に規定する原産品の定義のうち、
(a)～(c)のどれを満たすかを検討
→本品は非原産材料を使用していることから、
(c)を満たすことを理由として原産品としたい

附属書3-D 品目別原産地規則

第39.01項

第39.01項の産品への他の項の材料からの変更及び重合体の総含有量の50パーセント以上が原産品であること又は域内原産割合が(a) 35パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b) 45パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第39.01項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

附属書3-D 品目別原産地規則 第7部 第39類 類注

適用可能な品目別原産地規則の規定にかかわらず、第39.01項から第39.14項までの各項の産品（第3903.11号及び第3907.60号の産品を除く。）であって、化学反応が行われるものは、当該化学反応が一又は二以上の締約国の領域において行われる場合には、原産品とする。（以下省略）

まず、協定附属書3-D（品目別原産地規則）の本品のHSコードに係る規則を確認

→以下のいずれかを満たすことが必要

- ①産品のHSコードと原材料のHSコードが項（HS4桁レベル）で異なること及び重合体の総含有量の50パーセント以上が原産品であること
- ②域内原産割合が(a) 35パーセント以上（積上げ方式）
- ③域内原産割合が(b) 45パーセント以上（控除方式）

ただし、協定附属書3-D 品目別原産地規則 第7部 第39類 類注により、適用可能な品目別原産地規則の規定にかかわらず第39.01項であって、化学反応が行われるものは、当該化学反応が一又は二以上の締約国の領域において行われる場合には、原産品とする。

つまり、協定附属書3-D 品目別原産地規則にかかわらず、化学反応が一又は二以上の締約国の領域において行われる場合は原産品と認められる。



本件で必要な資料は次のページに記載しております。

本件で必要な資料

①「一又は二以上の締約国の領域において非原産材料を使用して完全に生産される製品」

→製品の製造が一貫して、一又は二以上の締約国内で行われたことを示す資料

例：製造工程フロー図、生産指図書等

②「化学反応が一又は二以上の締約国の領域において行われる場合」

→一又は二以上の締約国の領域において化学反応が行われたことがわかる資料

例：製造工程フロー図（化学反応されていることがわかるもの）、化学式等

締約国において製造されたことを示すものとして、製造者や製造場所の情報も必要です。

※資料の作成者について

産品に係る情報を正確に把握できる者が資料を作成してください。そのため、照会者自身が作成した資料ではなく、産品の製造者や産品の製造に使用された材料の製造者まで遡って根拠となる製造工程表や材料一覧等の詳細な資料の提出をお願いする場合があります。

累積を満たす場合の提出資料について

文書による事前教示においては、照会書の他、照会貨物が原産品であることを示す資料の提出が必要となります。以下、本件に必要な資料の一例を紹介します。

本件照会貨物について

適用協定：RCEP協定

産 品：複素環式化合物（第2933.39号）

原 材 料：①第2904.**号に該当する物質名を記載（第2904.**号）、
②第2933.39号に該当する物質名を記載（第2933.39号）中国発給のRCEP原産地証明書あり、
③第2932.**号に該当する物質名を記載（第2932.**号）、
④第2905.**号に該当する物質名を記載（第2905.**号）、
⑤硫酸（第2807.00号）、⑥水酸化ナトリウム（第28.15項）

製造工程：韓国国内において上記原材料を使用し本品を製造する。

※材料の価額情報については入手できないものとする。

本件照会貨物の原産地規則

RCEP協定

第3・2条 原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たすものは、原産品として取り扱う。

- (a) 省略
- (b) 一の締約国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産される産品
- (c) 一の締約国において非原産材料を使用して完全に生産される産品であって、附属書3A（品目別規則）に定める関連する要件を満たすもの

協定第3・2条に規定する原産品の定義のうち、
(a) ~ (c) のどれを満たすかを検討
→本品は非原産材料を使用していることから、
(c) を満たすことを理由として原産品としたい

附属書3A 品目別規則

第2933.39号

CTSH又はRVC40

協定附属書3A（品目別規則）の本品のHSに係る規則を確認
→産品のHSコードと原材料のHSコードが号（HS6桁レベル）で異なること又は産品の域内原産割合（RVC）が40%以上が必要

本品は、非原産材料である原材料①、③～⑥と産品の号（HS6桁レベル）が異なりますが、非原産材料である原材料②と産品の号（HS6桁レベル）が異なっていないことからCTSHは満たしません。さらに、材料の価額が分からないので、域内原産割合（RVC）が40%以上であることも確認できません。したがって、このままでは本品はRCEP協定上の韓国の原産品とは認められません。このような場合に活用できるのが累積の規定です。

第3・4条 累積

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、第3・2条（原産品）に定める原産品の要件を満たす産品又は材料であって、他の締約国において他の産品又は原材料の生産において材料として使用されるものについては、完成した産品又は材料のための作業又は加工がおこなわれた当該他の締約国の原産材料とみなす。

2 省略

本件の場合、中国発給のRCEP原産地証明書より、「原材料②が中国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産される産品であること」が確認できることから、原材料②を韓国（中国から見ると他の締約国）の原産材料とみなすことができます。





→なるほど。「累積」の規定を適用して原材料②を韓国（中国から見ると他の締約国）の原産材料とみなせれば、他の原材料についてのみCTSHを満たしていればいいんですね。

→累積の規定を適用する場合の必要な資料はどのようなものがありますか。

累積の規定を適用する場合は以下の資料が必要です。

・第3・2条（原産品）に定める原産品の要件を満たす製品又は材料であることを証明する資料

→締約国の製造者が作成した製造工程フロー図、生産指図書等（当該非原産材料を製造するために使用した原材料のHSコードの記載を含む）、原産地証明書等



本件に必要な資料（累積を満たす場合）

1.「一の締約国において非原産材料を使用して完全に生産される製品」

→製品の製造が一貫して、一の締約国内で行われたことを示す資料

例：製造工程フロー図、生産指図書等

締約国において製造されたことを示すものとして、製造者や製造場所の情報も必要です。

2.「CTSH」

→製品のHSコード及び使用された全ての非原材料のHSコードが分かる資料等

例：材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等

3.累積を満たしているか確認できる資料

→第3・2条（原産品）に定める原産品の要件を満たす製品又は材料であることを証明する書類

例：締約国の製造者が作成した製造工程フロー図、生産指図書等（当該非原産材料を製造するために使用した原材料のHSコードの記載を含む）、原産地証明書等

※資料の作成者について

製品に係る情報を正確に把握できる者が資料を作成してください。そのため、照会者自身が作成した資料ではなく、製品の製造者や製品の製造に使用された材料の製造者まで遡って根拠となる製造工程表や材料一覧等の詳細な資料の提出をお願いする場合があります。

原産品と認められるか

➤ 原材料②については、当該原材料のHSコードと製品のHSコードとの間に号（HS 6桁レベル）変更がないことから、品目別規則「CTSH」は満たすことができないが、原材料②は原産地証明書により、中国において一又は二以上の締約国からの原産材料から生産される製品であることが確認できることから、累積の規定を適用し、原材料②を韓国（中国から見ると他の締約国）の原産材料とみなすことができる。

➤ 原材料のうち、①、③～⑥については、各原材料のHSコードと製品のHSコードとの間に号（HS 6桁レベル）変更があるため、非原産材料であっても品目別規則（CTSH）を満たす。

以上から、本品は原産品と認められる。

品目別規則を満たさない一部の原材料について 僅少の非原産材料を適用する場合の提出資料について

文書による事前教示においては、照会書の他、照会貨物が原産品であることを示す資料の提出が必要となります。以下、本件で必要な資料の一例を紹介します。

本件照会貨物について

適用協定：日ベトナム経済連携協定

産品：アルミニウム製踏み台（第7616.99号）

原材料：①アルミニウム製の棒（第76.04項）、②スチール製金具（第73類）、
③アルミニウム製リベット（第76.16項）

製造工程：ベトナムにおいて上記原材料を切断、プレス加工、成型、組立等を行い、本品を製造する。

備考：上記原材料のうち③の価額は、当該製品のFOBの10%以下である。

本件照会貨物の原産地規則

日ベトナム経済連携協定

第24条 原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。

(a) 及び (c) 省略

(b) **非原産材料を使用する場合には、第26条に定める要件を満たすもの**

第26条 完全には得られず、又は生産されない産品

1 (a) 省略

(b) 当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更（以下この協定において「CTC」という。）であって4桁番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われた産品

注釈 この (b) の規定の適用上、「統一システム」とは、附属書2に定める品目別規則において用いられているものをいう。

協定第24条に規定する原産品の定義のうち、(a) ~ (c) のどれを満たすかを検討
→本品は非原産材料を使用していることから、(b) を満たすことを理由として原産品としたい

協定附属書2 品目別規則の本品のHSコードに係る規則を確認
→附属書2 品目別規則に本品のHSコード（7616.99号）に係る記載がない。
→品目別規則に記載がない場合、日ベトナム経済連携協定においては、協定第26条1(b)に記載の「(前略)統一システムの関税分類の変更（以下この協定において「CTC」という。）であって4桁番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われた産品」であることを証明する必要がある。

本件で必要な資料

「(前略) 当該締約国において統一システムの関税分類の変更（以下この協定において「CTC」という。）であって4桁番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われた産品」

→産品の製造が一貫して、一又は二以上の締約国内で行われたこと及び産品のHSコード及び使用された全ての非原産材料のHSコードが分かる資料を示す資料

例：製造工程フロー図、生産指図書、材料一覧表等

※資料の作成者について

産品に係る情報を正確に把握できる者が資料を作成してください。そのため、照会者自身が作成した資料ではなく、産品の製造者や産品の製造に使用された材料の製造者まで遡って根拠となる製造工程表や材料一覧等の詳細な資料の提出をお願いする場合があります。

締約国において製造されたことを示すものとして、製造者や製造場所の情報も必要です。



附属書2 品目別規則に記載がない場合、日ベトナム経済連携協定第26条1 (b)に記載の「(前略)統一システムの関税分類の変更(以下この協定において「CTC」という。)であって4桁番号の水準におけるもの(すなわち、項の変更)が行われた製品」であることを証明する必要があることは分かりました。しかし、原材料の③アルミニウム製リベット(第76.16項)は本品と同じHSコードであり、4桁番号の水準におけるもの(すなわち、項の変更)が行われていません。その場合は本品は日ベトナム経済連携協定上のベトナム原産品とは認められないのでしょうか。

日ベトナム経済連携協定第28条 僅少の非原産材料が規定されています。当該規定は品目別規則を満たさない非原産材料を使用している場合、その使用がごく僅かな場合には、当該材料を原産品と認め、本品の原産品としての資格を獲得しやすくなる規定となります。本品のHSコードは、第7616.99号であり、非原産材料である③アルミニウム製リベット(第76.16項)は必要なCTCが行われていませんが、当該材料の価額が製品のFOBの10%以下である場合は、当該材料を締約国の原産品とみなすことができ、その他の材料は必要なCTCを満たしていることから、本品は日ベトナム経済連携協定上のベトナム原産品と認められます。

日ベトナム経済連携協定第28条1

(a) 統一システムの第16類、第19類、第20類、第22類、第23類、第28類から第49類までの各類及び第64類から第97類までの各類に分類される製品については、当該製品の生産に使用された非原産材料(必要なCTCが行われていないものに限る。)の総額が当該製品のFOBの10%以下の場合
(b) 及び (c) 省略



原産品と認められるか

- 原材料③については、非原産材料であり当該原材料のHSコードと製品のHSコードとの間に項変更がないことから、このままでは本品は原産品と認められない。
- しかし、日ベトナム経済連携協定第28条(僅少の非原産材料)により、原材料③の価額が製品のFOBの10%以下である場合、本品を締約国の原産品とみなすことができる。
- 原材料③については、提出された資料から製品のFOBの10%以下であることが確認できる。その他の各原材料については、各原材料のHSコードと製品のHSコードとの間に項(HS4桁レベル)変更があるため、非原産材料であっても品目別規則を満たす。
- 以上から、本品は日ベトナム経済連携協定上のベトナム原産品と認められる。

日ベトナム経済連携協定第28条 僅少の非原産材料を適用するにあたり必要な資料

「当該製品の生産に使用された非原産材料(必要なCTCが行われていないものに限る。)の総額が当該製品のFOBの10%以下」である場合

→製品の価額及び使用された全ての非原材料の価額が分かる資料

例：製造原価計算書等

※資料の作成者について

製品に係る情報を正確に把握できる者が資料を作成してください。そのため、照会者自身が作成した資料ではなく、製品の製造者や製品の製造に使用された材料の製造者まで遡って根拠となる詳細な資料の提出をお願いします。場合があります。

※僅少の非原産材料は、協定によって異なりますのでご注意ください。